

自治体への影響とその対応行程をわかりやすく解説

ポイント解説

「地域主権改革」関連法

自治体への影響とその対応に向けて

[編著] 川崎政司 A5判 定価 本体2,000円＋税

- ★これまでの地方分権改革の検討過程と今後の課題を総覧。
- ★自治体が取るべき対応、見直しのポイント、作業工程、条例立案にともなう検討課題に焦点をあてて解説。
- ★これからの取り組みにあたって必須の一冊です。



第5節 条例制定の作業工程

1 作業工程を組む意味

地域の実情を踏まえるために必要な検討過程を踏み、適切な時期に条例を定めていくためには、適切な作業工程を組む必要がある。そこで、条例制定の作業工程の例を、前期・中期・後期に区切ってそれぞれ解説する。なお、「自治体職員」が条例等で「基準を定める」ための作業工程に特化して解説するものであり、一般的な条例の作業工程⁴⁴とは異なる場合があるので注意いただきたい。

2 前期

(1) 現状の把握

まず、条例に委任された事項に関する制度や現状の把握を行う。具体的には次のような項目を整理する。

- ・施設の設置状況等の基本的な事実
- ・法の趣旨を含めた制度の概要（関係法令の把握含む）
- ・法令の基準、審査基準、処分基準、行政指導指針
- ・国や自治体のガイドライン・要綱・要領・通知・マニュアル等の把握と法的性質の分類

その際、要綱やマニュアルの中に、法的性質が違う「審査基準」「処分基準」「行政指導指針」「単なる作業内容」が混在している場合があるので、注意が必要である。

(2) 立法事実の収集

地域に適した基準を定めるために、その基準の必要性・合理性を説明できるように「立法を行う場合の基礎を形成し、かつ、その必要性・合理性を支

⁴⁴ 自治体業務の視点から条例制定の作業工程を書いたものとして、山本博史「条例制定過程の現状と課題」北村・山口・出石・磯崎編（2011）p.413以下。

える一般的な事実」⁴⁵、すなわち「立法事実」を集める必要がある。そこで、次のような方法が考えられる。

① 直接的な証拠の把握

科学的な実験や統計的な数値の収集などによって基準とすべき「値」が得られればそれにこしたことはなく、まずはそれを集める努力が必要である。

② 間接的な証拠の把握

直接的な証拠の把握が困難な場合、間接的な証拠の積み重ねで、基準の根拠を説明していく方法がある。例えば、次のような情報の積み重ねである。

- ・これまでの基準下での苦情・要望・事件・裁判例
- ・これまでの対策とその限界
- ・県民の意識、関係団体・関係者の意見
- ・過去の議会での質疑等
- ・他の自治体の状況

このような情報は現場が把握していることが多く、出先機関や関係者など現場から情報を集めることが重要である。

③ 現行基準と新政省令の基準の根拠の把握

従来の基準や新たに政省令で示される「従うべき基準」等の根拠を把握し、それを基準の根拠として活用する方法がある。

例えば、公営住宅の入居収入基準を定めていた政令は、全国の世帯の収入分布をもとに一定の値を基準として採用していた⁴⁶。それを自治体内での世帯の収入分布に置き換えた上で、基準の根拠として採用するという方法である。

ただ、従来の基準の根拠が明確なものばかりとは思わない。そうすると従来の基準どおり「従うべき基準」等が示されたとしても、その基準の根拠は明確ではない可能性がある。

このような根拠の曖昧な政省令⁴⁷では、条例の基準を合理的に説明するも

⁴⁵ 川崎政司「自治法立法のあり方と政策法務」北村・山口・出石・磯崎編（2011）p.409。

⁴⁶ 注31参照。

⁴⁷ 根拠の曖昧なものは、基準として効力を持つのだろうか。従うべき基準に従えない以上、国はその根拠の説明責任を負っているはずである。なお、全国知事会

【編 著】 **川崎 政司** (かわさき・まさじ)

慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授

【執筆担当】 [第1章・第2章] **川崎 政司** (かわさき・まさじ)

[第3章] **日野 稔邦** (ひの・としくに)

佐賀県統括本部政策監グループ

[第4章・第5章] **岡田 慎一** (おかだ・しんいち)

千葉県総合企画部政策企画課

目 次

第1章 地方分権改革のこれまでとこれから

- 第1節 地方分権の背景と狙い
- 第2節 これまでの分権改革とその評価
- 第3節 地方分権の理念・基本的な方向
- 第4節 第2次分権改革と「地域主権改革」関連法の意義と概要
- 第5節 今後の課題と展望

第2章 地方自治法改正

- 第1節 地方自治法の意義と位置付け
- 第2節 地方自治法の歴史とそれをめぐる議論
- 第3節 地方自治法平成23(2011)年改正
- 第4節 第2次一括法による地方自治法等改正
- 第5節 地方自治法の抜本見直しをめぐる動き
- 第6節 今後の課題と展望

第3章 国と地方の協議の場の法制化

- 第1節 国と地方の協議の場の法制化に至る過程
- 第2節 国と地方の協議の場に関する法律の概要
- 第3節 国と地方の協議の場の活用と地方の国政参画の展望

第4章 第1次一括法の解説と自治体の対応

- 第1節 第1次一括法に至る過程
- 第2節 第1次一括法の概要
- 第3節 施設・公物設置管理の基準の見直しの内容
- 第4節 施設・公物設置管理の基準の見直しへの対応例
- 第5節 条例制定の作業工程
- 第6節 国等の関与の見直し
- 第7節 計画等の策定及びその手続きの見直し
- 第8節 原課・法務課・企画課の連携

第5章 第2次一括法の解説と自治体の対応

- 第1節 第2次一括法に至る過程
- 第2節 第2次一括法の概要
- 第3節 義務付け・枠付けの見直し
- 第4節 基礎自治体への権限移譲の内容と対応例
- 第5節 権限移譲の作業工程

第6章 資料編

地方自治法新旧対照表

第1次一括法：条例委任事項一覧

第1次一括法：国等の関与、計画等の策定・手続に関する見直し項目一覧

第2次一括法：条例委任事項一覧

第2次一括法：基礎自治体への権限移譲項目事項一覧

第2次一括法：国等の関与、計画等の策定・手続に関する見直し項目一覧

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検 索

